

2024年1月



葵総合経営センターだより

謹んで

新年のお慶びを
申し上げます

発行人 葵総合経営センター
代表 杉浦 康晴

〒460-0012
名古屋市中区千代田三丁目14番22号
TEL<052>331-1740(代表) FAX<052>339-1816
E-Mail aoi@aoi-cms.com
URL <http://www.aoi-cms.com/>



「福井県 三方五湖」

目次

| | | | | | |
|---|----------------|----------------|----|-----------------|---------|
| 2 | センター代表 | 杉浦 康晴 | 6 | 弁護士 | 長谷川 留美子 |
| 3 | 税理士・公認会計士 | 深井 彬雅 | | 康友会会長 | 籠橋 美久 |
| 4 | 税理士 部長 | 古田 益三 中島 和人 | 7 | 康友会入会案内 税務労務 | |
| 5 | マネージャー 行政書士 | 横尾 泰幸 加藤 紀男 | 8 | 確定申告について | |
| | | | 10 | ご案内 | |

謹賀新年

センター代表 杉浦 康晴

新年あけましておめでとうございます。本年もどうぞよろしくようお願い申し上げます。

近年、「メンタルヘルス」という言葉をよく聞くようになりました。「メンタルヘルス」とは、「心の病気」そのものを指す言葉ではなく、「心の健康状態」（精神的健康）を問う言葉です。人は心が健康であれば、ポジティブな状態を安定的に保つことができます。仕事に対して意欲的な姿勢で臨むことができ、日常的にもいきいきとした生活を送ることができるでしょう。

WHO（世界保健機関）では「健康」について「病気でないということではなく、身体的、心理的、社会的に満たされた状態（Well-being）であること」と定義しています。このようにメンタルヘルスは、精神的健康として身体的健康に対比して用いられる言葉であり、「精神が健康なので、病気ではない」という視点だけでは不十分なのです。

メンタルヘルス不調を未然に防ぐために重要なのが「メンタルヘルスケア」です。その中で誰もができるケアであり、メンタルヘルス対策の第一歩としてよく紹介されているのが「セルフケア」です。まずは本人がストレスに気づき、対処することです。こちらのケアの対象は従業員だけでなく管理監督者も含めた働く人全員でそれぞれが個人で取り組むものです。なかなか自

分では気づけないこともあることから、ストレスの気づきを促すストレスチェックの実施もストレスケアの一つになります。また、ストレスケアのカギとして「自己肯定感とマインドフルネス」も挙げられます。「マインドフルネス」とは、今、この瞬間の体験に意図的に意識を向け、評価をせずにとらわれのない状態で、ただ観ることと定義されています。観るとは見る、聞く、嗅ぐ、味わう、触れるさらにそれらによって生じる心の働きをも観るという意味です。客観的に現実を見て、五感を感じるということが心の健康には必要とされています。

五感に集中することでネガティブ思考、ネガティブ感情を手放し、自己肯定感を強化することができると考えられています。自己肯定感とはそのままの自分を肯定し、愛する力です。自己肯定感が強ければ、自分自身を肯定できるので、自分は他人からも愛される価値があるとわかり、他人との比較で心が疲弊することが少なくなるとされています。自己肯定感が弱いと新しいことに挑戦して失敗するのが怖く、批判される不安が強くなります。自己肯定感を強化し、ポジティブ思考で今年も行動してまいりましょう。

本年も皆様のご多幸とご健康をお祈り申し上げます。

税理士・公認会計士 深井 彬雅

謹んで新年のお慶びを申し上げます。

去年は、長かったコロナ禍での生活も少し落ち着き、久しぶりに羽を伸ばされた方も多かったのではないのでしょうか。ここ数年当たり前の光景だったマスク姿も徐々に影を潜め、街中ではマスクを外している人の方が多いような印象を受けます。

私事ながら、昨年8月には休暇を頂き、ヨーロッパに新婚旅行に行き参りました。ヨーロッパではマスクをしている人はほとんどおらず、右へならえということで私もマスクをせずに行動していたところ、3日目で体調を崩し、38度以上の発熱に見舞われました。さらに、3日目は飛行機での移動の日だったのですが、2個のスーツケースのうち1個がロストバゲージとなり、その中に日本から持ってきた薬をすべて入れていた私は、自分の不運さを恨むほかありませんでした。結局、空港内でのロストバゲージの手続き等々で数時間身動きが取れず、体調は悪化し、そこから数日後に現地の病院に掛かるという貴重な経験までさせて頂きました。海外の病院は費用が高いと聞いていましたが、本当に高く、クレジットカードの付帯保険で事なきを得ましたが、保険のありがたさを痛感しました。保険についてお考えの際は、是非、当センターまでお声掛けください。

さて、税務業務に目を向けますと、去年の10月から、ついにインボイス制度が開始されました。街中では、「インボイス制度対応してます！」といった看板やのぼりを見かけることも多くなりました。インボイス制度で変わることは、簡単に言えば、多くの事業者において、インボイス(=適格請求書)がないと消費

税の負担が増えるということです。反対に、インボイス事業者になることによって消費税の負担が増える事業者もいます。インボイス制度の詳細や是非についてはここでは言及しませんが、インボイス制度特有の特例等も多く、制度が複雑かつ事務処理が煩雑になることは避けられません。国税庁が公表しているインボイスのQ&Aも頻繁に更新されており、今後の実務においても不明点等が多く出てくることかと思いますので、皆様のお力になれるよう日々研鑽に励んで参ります。

加えて、今年から電子帳簿保存法の改正が本格的に適用されます。従って、2024年1月からは、電子取引(請求書、納品書、見積書等)について電磁的記録での保存が必須となり、また内容の同一性を確保することが困難なため、基本的に紙に出力して保存することが出来なくなります。電子データでの保管については、最初は抵抗があるものと推察しますが、紙の削減によるコストカットや保管スペースが有効活用できるといったメリットもあります。これからのデジタル化社会に向けた第一歩を皆様と一緒に進めて参りたいと思っておりますので、ご不明な点は担当者までお問い合わせください。

辰年は、「幸運に恵まれる年」とのことです。自己研鑽に努めることを忘れてはならないですが、たまには運の力も借りつつ、皆様と一緒に、目標を達成できるような素晴らしい一年にしたいと思いますので、本年もどうぞよろしくお願いたします。

税理士 古田 益三

新年あけましておめでとうございます。

コロナ禍による規制も4年振りに解除されたお正月ですが如何お過ごしでしょうか。

さて本年は税務の面では昨年10月より導入されましたインボイス制度、今年1月1日より開始される電子帳簿保存制度の2つの大きな業務が本格的に始まります。

インボイス制度は昨年10月より開始になりました。従来は領収書等があればよかったものが、インボイス制度開始以降は相手側から受領した領収書や請求書から、インボイスの登録をしている取引先かどうか確認する手間がかかります。また、支払をされる顧問先様側にも、そのデータを入力する我々の方にも結構時間がかかってきています。慣れてくればある程度は時間短縮ができるものと思いますが、暫くの間は入力の手間が掛かると思われます。

電子帳簿保存制度は「帳簿書類をデータで保存する税法の特例の規定と、電子取引の情報を保存する義務の方法を定めた2つの規定」からなっております。このうち電子取引の情報は今後ますます増加しますし、今までの業務では慣れないことなので不安が大きいと思われます。

この2つの業務を乗り切ることができるように当センターも全力で取り組んでまいりますので本年も宜しくお願い申し上げます。

部長 中島 和人

新年、あけましておめでとうございます。

「エモ消費」という言葉ご存じでしょうか。今日、商品の品質にバラツキが無くなり、消費の個人化が進むにつれ、その目的が皆と同じ「モノ」を持つことや「コト（体験）」をすることから、得られる自分自身の幸せや自分の存在価値を確認することへと形態が変わっているという考えです※¹。よってPRも変わります。掃除機を例にあげるなら従来は「掃除が楽になる」「従来商品の3倍の吸引力！」でしたが、「いつもより早く掃除が終わったから、ドリップコーヒーを淹れて夫婦で飲んだ」と、購入することで小さな幸せを得ることができると訴えるのです※²。

医療界に目を移せば、国は現在、医療費削減を目的に「かかりつけ医」の制度化を進めています。そんな折、上記のように消費財における消費者の購入動機が「買ったときに得ることのできる気持ち」の種類や質に比重が移るなら、それは医療機関の選択にも当然影響が出てくるものと考えます。つまり支持が集まる医療機関とは、患者が満足する高い診療サービスの提供に加えて、小さな幸せの発見や自分の存在価値を確認することが可能となるサービスを提供することができる医療機関なのではということです。「エモ消費」軽い言葉ですが、意味は重いと考えます。

本年も皆様のお役に立てますよう精進してまいります。宜しくお願い申し上げます。

※¹知らないと言バツイロ社会マーケティングの本質 荒川和久

※²PRESIDENT Onlin <https://president.jp/articles/-/71367?page=4>

マネージャー 横尾 泰幸

新年あけましておめでとうございます。本年もよろしくお願ひ申し上げます。

旅行ガイドブックとして40年以上の歴史を持つ「地球の歩き方」。コロナ禍での売上9割減からのV字回復という話は各種メディアでも取り上げられるほど有名な話です。海外旅行に行けない状況を逆手に取り、東京を皮切りに、北海道、愛知など国内版を発行して近年ヒットを飛ばしてきました。

その「地球の歩き方」から、初の“市版”かつ、初の九州版である「**地球の歩き方 北九州市**」が、本年2月に発売されます。

表紙イラストは、昨年夏ごろからX（旧Twitter）でアンケートを実施した結果、小倉駅と駅ビルから走り出すモノレールに決定しました。モノレールには地元出身の漫画家、故松本零士先生（面識はありませんが私の出身高校の大先輩）の「銀河鉄道999」のラッピングが施されているようです。

私は中学、高校時代を北九州市で育ち、父と姉は現在に至るまで50年間この地に暮らしています。昨年秋に帰省する機会があり、実家に立ち寄ったところ、たまたま目にした新聞記事に北九州市長の記者会見の様子が掲載されていました。市の情報発信力強化の一環として、民間企業との連携を強化すべく市も全面的に協力しているそうです。

なぜ北九州市？、福岡市の方が有名じゃないの？、と思われた方、是非一度北九州市を旅してみたいかがですか。

行政書士 加藤 紀男

謹んで新年のお慶びを申し上げます。

昨年も、様々な物価が高騰し、日常生活に大きな影響を受けることになりました。新型コロナは、第5類へ移行したとはいえ、後遺症に悩む方々がいるのが現状です。

そのような中、ワールドベースボールクラシックにおいて、侍ジャパンが世界一となり大いに盛り上がりました。また、昨年11月には、井端監督率いる若手を中心としたチームがアジアプロ野球チャンピオンシップにおいて、連覇を果たし、次回のワールドベースボールクラシックに向けて明るい話題となっています。国際試合という大舞台で経験を積んだ若手が、各々の所属しているチーム（組織）に良い影響を与え、切磋琢磨することにより、チーム（組織）の力が底上げされるように思います。

今年は「甲辰（きのえたつ）」年になります。「甲」は十干の始まりにあたり、生命や物事の始まりを意味し、「辰」は草木が成長し、形が整い、活気にあふれている様子を表すことから、これからの成長をさらに形作っていく年ともいわれています。株式相場においては、格言として「戌亥の借金、辰巳で返せ」と言い表されており、辰年・巳年は株価が上がりやすいそうです。

顧問先様のニーズの把握に努め、繁栄発展に貢献できるよう、日々研鑽を積み、精進してまいりますので、本年もどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

弁護士 長谷川 留美子

あけましておめでとうございます。

昨年は、6月に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が公布・施行され、7月に最高裁判所が、生物学的には男性のトランスジェンダー職員の女子トイレ使用について経済産業省が制限したことを違法と判断し、10月には同じく最高裁判所が、「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」において性同一性障害の人が戸籍上の性別を変更するには生殖能力をなくす手術を受ける必要があるとされていることについて憲法違反と判断するなど、性的少数者についての話題がたびたび取り上げられた一年でした。

「LGBT」は、レズビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（心と身体の性が一致しない人）の頭文字をとったもので、性的少数者を表すときに使われますが、他にもいろいろあり、性的少数者の総称であるわけではありません。

これに対して「SOGI」は「性的志向」（性愛や恋愛が向く相手の性のこと）と「性自認」（自分がどの性なのかという認識のこと）をいい、性的指向が異性に向く異性愛者や心と身体の性に違和感がないシス・ジェンダーなど含めすべての人にかかわる言葉です。

性的志向や性自認は多様であることを意識し、差別的な言動には気を付けなければなりません。

康友会会長

東菱電子株式会社

代表取締役 籠橋 美久

新年明けましておめでとうございます。皆様におかれましては、希望の新春を迎えられましたこと、心よりお慶び申し上げます。

昨年まで長きに渡りコロナウィルスに翻弄され続けましたが、漸く第5類に位置付けされ、終焉間近と共に経済活動が活発になり、経済環境も少しずつ改善の方向へ向いてきたように感じます。しかしながら、昨年末にはこれらに水を差す如く、ウクライナとロシアとの戦争に加え、中東地域においてイスラエル、ハマスの争いが勃発し、益々激化してきています。世界各地において、争いが絶えない状況下の中、エネルギー、食糧品の高騰、各種製品製造に係わる資材調達難等に見舞われ、益々混沌とし、経済環境の悪化が危惧されており、早急な対応が急がれます。まさしく危機的状況と感じますがいかがでしょうか。一人一人が、もっと危機意識を持つことが必要です。この様な危機意識からくる改善策が、今後の経済再生、生活改善等につながり、前進することに繋がると考えます。

一方、明るいニュースとして、国内外において開催された各種スポーツでは、目覚ましい活躍を世界に見せ、「やればできる」精神を示し、多くの人に共感され勇気を与えています。まさに日本人の底力ではないでしょうか。

今年こそは、皆さまと一緒に明るい、楽しい年にしたいと思います。私たち康友会も、この様な難局を乗り切るべく、皆様と一丸となって更なる発展に役立つよう努力して参る所存でございます。本年も皆様方にとってより良い明るい年でありますよう心から祈念いたします。

康友会入会のご案内

康友会は当センターの顧問先様の研修・親睦団体として、各種講演会や経営懇談会、親睦旅行、パーティー、ゴルフコンペ、グルメの会等多岐にわたって活動し、多くのご賛同を得てまいりました。ご入会は法人でも個人でも受け付けております。未入会の皆様へ是非ご入会いただきますようお願い申し上げます。

特典1・康友会会員対象に毎月行われています無料法律相談を受けることができます。

特典2・年に一度行われているホテルでの総会（講演会、懇親会）に1名様まで無料で参加できます。（一般参加の方は参加費をいただいております。）

特典3・康友会が主催もしくは協賛しているセミナー（税務・法律・労務年金相談）に優先的にお値打ちに参加できます。

特典4・康友会旅行においての補助が受けられます。

特典5・過去の研修会、セミナー等のビデオ・CD等を無料で借りられます。

特典6・康友会サロンをはじめ、当センター内会議室を無料で使用できます。

【 入会金 】 無 料

【 会 費 】 半期毎に18,000円 但し、中途入会は月割りです。

※お問い合わせは各担当者又は康友会事務局までお気軽にどうぞ。 TEL 052-331-1740

1月、2月の税務・労務

1月の税務・労務

- 4日◇官庁御用始め
- 10日◇源泉所得税の納付
◇住民税特別徴収額の納付
- 22日◇納期の特例を受けた源泉所得税
（7月～12月分）の納付
- 31日◇令和5年11月決算法人の確定
申告、5月決算法人の中間申告、
2月・5月・8月決算法人の
消費税中間申告（400万円超）
◇令和5年11月決算法人の事業
所税申告及び納付
◇労働保険料第3期分の納付
（労働保険事務組合委託の場合、
2月14日）
◇源泉徴収票の交付及び提出
◇法定調書の提出
◇給与支払報告書の提出
◇償却資産申告書の提出
◇個人住民税第4期分の納付

2月の税務・労務

- 1日◇贈与税の確定申告開始
（3月15日迄）
- 13日◇源泉所得税の納付
◇住民税特別徴収額の納付
- 16日◇所得税の確定申告開始
（3月15日迄）
- 29日◇令和5年12月決算法人の確定
申告、6月決算法人の中間申告、
3月・6月・9月・決算法人の
消費税中間申告（400万円超）
◇令和5年12月決算法人の事業
所税申告及び納付
◇固定資産税及び都市計画税
第4期分の納付

確定申告について

葵総合税理士法人 山田 真義

①確定申告が必要になる方（給与所得がある方、公的年金等に係る雑所得のみの方）

- 給与の年間収入金額が2,000万円を超える方。
- 給与を1か所から受けていて、かつ、その給与の全部が源泉徴収の対象となる場合において、各種の所得金額（給与所得、退職所得を除く。）の合計額が20万円を超える方。
- 給与を2か所以上から受けていて、かつ、その給与の全部が源泉徴収の対象となる場合において、年末調整されなかった給与の収入金額と、各種の所得金額（給与所得、退職所得を除く。）との合計額が20万円を超える方。
- 同族会社の役員やその親族などで、その同族会社から給与のほかに、貸付金の利子や資産の賃貸料などを受け取っている方。
- 災害減免法により所得税等の源泉徴収税額の徴収猶予や還付を受けた方。
- ◆公的年金等の収入金額が400万円を超える方。
- ◆公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円を超える方。 など

②申告手続きの流れ

1. 確定申告に必要な書類を収集する
 - ・源泉徴収票、保険料控除証明書、医療費の領収書 など
2. 申告する所得や目的により様式が異なる申告書や計算書等を準備する
 - ・申告書は税務署から入手するほか、国税庁のホームページからダウンロードすることもできます。また、e-Taxを使えば、パソコンやスマートフォンからインターネットで確定申告を行うことができます。
3. 申告書の提出
 - ・提出期限（納付期限）令和6年2月16日から令和6年3月15日までなお、確定申告の必要がない方の還付申告は、還付申告をする年分の翌年1月1日から5年間行うことができます。よって、令和5年分の還付申告は、令和6年1月1日から令和10年12月31日まで行うことができます。

③令和5年分確定申告の改正などのポイント

1. 住宅ローン控除の手続きの簡素化

個人が住宅ローン等を利用してマイホームの新築、取得又は増改築等をした場合で、一定の要件を満たすときは、所得税の減税を受けることができます。（住宅借入金等特別控除）
令和5年税制改正で措置された住宅ローン控除の申告の簡素化の概要は次の通りです。

○改正前の制度においては、住宅ローン控除の適用を受けようとする納税者の方は、金融機関等から交付を受けた年末残高証明書を、確定申告の際に、税務署に提出しなければならないこととされていました。

○この手続きについて、令和4年度の税制改正により、金融機関等が税務署に「年末残高調書」を提出し、税務当局から納税者の方に住宅ローンの「年末残高情報」を提供する方式（以下「調書方式」といいます。）に変更する改正が行われています。

○上記「調書方式」に対応した金融機関からの借入れについて、納税者の方が住宅ローン控除の適用を受けるためには、金融機関に対し、マイナンバー等を記載した「住宅ローン控除の適用申請書」（各金融機関の様式によります。）を提出することとされています。

○この改正は、法令上、居住年が令和5年1月1日以後である方が、令和6年1月1日以後に行う確定申告について適用されますが、金融機関等におけるシステム改修等の対応の必要性から経過措置が設けられており、実務上は、この経過措置を全ての金融機関に適用するものとして取り扱うこととし、令和6年1月1日以降に居住を開始した方について、対応が完了した金融機関等から、順次、調書方式に移行することとなっています。

よって、令和5年1月1日以後居住された方であっても、借入先の金融機関等が調書方式に移行しない限りは、従来通り、金融機関等から年末残高証明書の交付を受け、確定申告書に添付していただく必要があることとなります。

2. 上場株式等の配当金や譲渡益の課税方式の選択廃止

上場株式等に係る所得は、その種類や源泉徴収の有無により課税方式を選択できるものがあります。上場株式等に係る配当所得等については、①総合課税方式、②申告不要方式、③申告分離課税方式の3つの課税方式があり、平成29年度の税制改正で納税義務者が所得税の確定申告及び個人住民税の申告を行うことにより、所得税と個人住民税において異なる課税方式の選択が可能であることが明確化されました。具体的には、所得税・個人住民税の税額計算や国民健康保険等の他制度における影響を踏まえ、所得税で総合課税方式又は申告分離課税方式を選択し、個人住民税では申告不要方式を選択するといったケースがありました。

令和4年度税制改正により、令和6年度の個人住民税（令和5年分の所得税の確定申告）より、課税方式を所得税と一致させる改正がなされました。この改正により、所得税で申告不要を選択した場合は個人住民税でも申告不要となり、所得税で総合課税で確定申告を行った場合は個人住民税においても総合課税で申告したこととなり、所得税で分離課税で確定申告を行った場合は個人住民税においても分離課税で申告したこととなり、所得税と個人住民税とで異なる課税方式を選択することができなくなりました。

今回の改正後であっても、課税所得が低ければ総合課税で確定申告した場合の所得税額が、源泉徴収される所得税額よりも節税できることには変わりません。ただし、所得税で上場株式等の配当所得等や上場株式等の譲渡所得等を確定申告すると、令和5年分の確定申告からは所得税と個人住民税では異なる課税方式を選択することができなくなりますので、これらの所得は個人住民税でも合計所得金額や総所得金額等に含まれることとなります。それにより、個人住民税上の扶養控除や配偶者控除などの適用、個人住民税の非課税の判定、国民健康保険料や後期高齢者医療保険、介護保険料などの算定に影響が出たり、各種給付金の受給要件に影響が出る場合がありますので、申告の際はご注意ください。

参考資料

「令和5年分 確定申告特集（準備編）」（国税庁）、「住宅ローン控除の適用に係る手続（年末残高調書を用いた方式）について」（国税庁）、「住宅ローン控除の適用に係る手続（年末残高調書を用いた方式）に関するよくある質問」（国税庁）、「上場株式の配当等への課税方式の選択」（総務省）「令和6年度以降適用される市民税・県民税に関する主な税制改正」（名古屋市）



ご案内

● 康友会からのお知らせ

【会員様対象無料法律相談日(予約制)】

令和6年 1月 19日 (金)
 令和6年 2月 21日 (水)
 令和6年 3月 21日 (木)
 弁護士 長谷川 留美子

● センターからのお知らせ

【無料よろず相談日(予約制)】

令和6年 1月 19日 (金)

☆表紙の写真募集☆

葵総合経営センターではセンターだよりの表紙に掲載する作品を募集しています。

季節を感じる景色や植物、風景だけでなく、陶芸や生け花、絵画などでも構いません。

旅の思い出を撮った1枚や自慢の力作を共有して下さる方も大歓迎です。

ご応募はお気軽に担当者、右記の電話番号へご連絡ください。お待ちしております。



◎休日のお知らせ

| R6年 1 月 | | | | | | | 2 月 | | | | | | |
|---------|----|----|----|----|----|----|-----|----|----|----|----|----|----|
| 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
| | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | | | | | 1 | 2 | 3 |
| 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 |
| 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 |
| 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 |
| 28 | 29 | 30 | 31 | | | | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | | |

★ 税務・労務・経営・法律に関することなら
 専門家が何でもご相談に応じます。

● 税務相談

税 理 士 杉浦 康晴
 税理士・公認会計士 深井 彬雅
 税 理 士 古田 益三

● 労務相談

特定社会保険労務士 杉浦 玲子
 特定社会保険労務士 都築 玲香
 社会保険労務士 犬飼 昭士

● 法人関係手続相談

行 政 書 士 加藤 紀男

● 医療・介護経営相談

医療経営コンサルタント 中島 和人

● 相続相談

相続診断士 横尾 泰幸

● 法律相談

弁 護 士 長谷川 留美子

各種お申し込み、お問い合わせは
 葵総合経営センター TEL (052)331-1740 総務まで

編集 葵総合経営センター・康友会ニュース

『広報委員会』

長谷川直明 秋山達也 横尾泰幸
 山田真義 近藤美千栄 河村敦子

新年明けましておめでとうございます。
 2023年はWBCで侍ジャパンの選手たちが活躍する姿を見て、多くの刺激をもらいました。同じように感じた方も多かったのではないのでしょうか。

彼らには及びませんが、私ができることを精一杯やり、実りの多い一年にできればと思います。

本年もよろしく願いいたします。

長谷川 直明